一般社団法人　送電線建設技術研究会中国支部規約

昭和45年 5月 8日制定
昭和48年5月21日改正
平成 8年 5月10日改正
平成13年5月18日改正
平成21年4月28日改正
（一般社団法人移行）平成22年11月19日改正
平成28年5月23日改正

第１章　総　則

（目的）

第　1条　この規約は、一般社団法人送電線建設技術研究会支部に関する規程に基づき、中国支部（以下支部という）の規約を定めることを目的とする。

（名称）

第　2条　支部は、一般社団法人送電線建設技術研究会中国支部と称する。

（設置）

第　3条　支部は、広島市に設置し、事務所は支部長の所属する会社内におく。

第2章　会　員

（資格）

第　4条　支部会員は、本部会員でなければならない。ただし、支部総会の決議により、本部会員でない支部会員を設けることができる。

（入会）

第　5条　支部会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を支部長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

２　支部会員は、支部長宛、会員代表者を届けなければならない。

３　会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を支部長に提出しなければならない。

（会費）

第　6条　支部会費が必要な場合は、支部総会の決議によりこれを徴収することができる。

（任意退会）

第　7条　支部会員は，別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第3章　支部総会

（構成）

第　8条　支部総会は、支部会員をもって構成する。

（権限）

第　9条　支部総会は、この規約で定めた事項に限り、決議することができる。

⑴　支部長を除く他の役員の選任又は解任

⑵　支部の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

⑶　支部会員の会費の額又はその規約の承認

⑷　支部の各種規約の制定及び改廃

⑸　その他役員会から付議された支部事業の執行に関する重要事項の承認

（開催）

第10条　支部総会は、定時総会として年１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集及び議長）

第11条　支部総会は、支部長が招集し、支部総会の議長は支部長がこれに当る。

（議決権）

第12条　支部総会における議決権は、支部会員１名につき１個とする。

（決議）

第13条　支部総会の決議は、総支部会員の議決権の過半数を有する支部会員が出席し、出席した当該支部会員の議決権の過半数をもって行う。

（代理及び書面による議決権の行使）

第14条　支部総会に出席できない支部会員は、代理人によってその議決権を行使できる。この場合においては、支部会員又は代理人は、代理人を証明する書面を支部に提出しなければならない。

２　支部総会に出席できない支部会員は、議決権行使書面に必要な事項を記入し、支部に提出することにより議決権を行使できる。

３　第1項及び第2項の規定により議決権を行使する支部会員は、第13条の規定の適用については出席したものとみなす。

第4章　役　員

（役員の設置）

第15条　支部に役員を置く。役員は定款第22条第2項の規定に基づき選任された支部長のほかに、幹事、常議員若干名及び監査とする。

（役員の選任）

第16条　幹事、常議員及び監査は、支部総会において選任する。

ただし、支部総会が招集されるまでの間において、緊急に選任する必要が生じた場合は、支部役員会において、これを行うことができる。この場合選任後最初に開催する支部総会において、承認を受けなければならない。

（役員の職務）

第17条　支部長は、支部の業務を統括する。

２　幹事は、支部長を補佐して、業務を統括し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　監査は、業務及び会計の監査を行う。

（役員の任期）

第18条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4章　役員会

（構成）

第19条　支部に、任意の機関として、役員会をおく。

２ 役員会は全ての役員をもって構成する。

３ 役員会の議長は、支部長がこれに当る。

（権限）

第20条　役員会は、次の職務を行う。

⑴　支部総会付議事項の決定

⑵　支部総会の決議により委任された事項の執行

⑶　事業計画及び収支予算の承認

⑷　その他事業運営上必要な事項の執行

（招集）

第21条　役員会は、支部長が招集する。

（決議）

第22条　役員会の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章　事業資金等

（事業資金）

第23条　支部の事業資金は、本部交付金並びに支部会費をもって充当する。

（会計）

第24条　支部の会計整理は、本部の経理規程を適用する。

（事業計画及び収支予算）

第25条　支部の事業計画及び収支予算書は、定款34条第1項の理事会を開催する１週間前までに、本部に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第26条　支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　第1項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、支部総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

３　第1項の書類については本部に提出しなければならない。

第7章　委員会

（委員会等）

第27条　支部は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

２　委員会等は、その目的とする事項について、調査・研究又は審議し、必要に応じてその結果を役員会に報告又は承認を得る。

３　委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、役員会の決議により、支部長が別に定める。

第８章　支部事務局

（事務局）

第28条　支部の事務を処理するため、支部に事務局を置く。

２　事務局の職員は、支部長が任免する。

第８章　補　則

（委任）

第29条　この規約に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は、役員会の決議により支部長が別に定める。

（附則）

この規約は、平成２８年５月２３日から実施する。